

経税部
だより

マイナンバー (個人番号) Q&A

これからの実務対応編

税理士 西村 博史

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法)が施行されて半年が経過した。早くも行政や事業主によるマイナンバーの漏えいや、不適正な処理の事例が後をたたない。中には、番号法の規定を逸脱した過剰ともいえる対応も見られる。一方で、政府は個人番号カード(マイナンバーカード)を普及させるため、その利便性のみを強調した広告を盛んにしている。しかし、個人としても、事業主としても、注意すべき点が多いのがこの制度の特徴だ。Q&A形式でそのポイントをまとめてみた。

Q 個人番号カードは申請するべきか。

A 個人番号カードは印鑑証明カード以上。申請は慎重に。

個人番号カードと暗証の印鑑証明カードの電子番号があれば、本人になりかわり住民票や印鑑証明書の発行、個人情報の閲覧も可能である。実印が不要だ。

Q マイナンバーの提供を拒むかどうかが、漏えいの危険性を考え判断を。

A 漏えいの危険性を考え判断を。

マイナンバーを提出する個人としての側面と、従業員からマイナンバーを預かる事業主としての側面と検討が必要になる。事業主としてマイナンバーを預かると、従業員の個人情報の厳格な保管・管理が必要だ。マイナンバー収集などを請け負う業者が介入する可能性があるが、業者

Q 学校医受託先・出版社・医師会などへのマイナンバー提供を拒否することはできるか。

A 番号法では個人には義務規定はない。事業主には「協力するよう求めるものとする」努力義務規定。

番号法第6条(資料①参照)では、事業主に「協力するよう求めるものとする」とする努力義務を課すのみで、強制していない。個人に対しては提供の義務を課する規定が番号法上はなく、番号を提供するかどうかは任意であると言え、提供を断っても、園医・校医委託先や出版社などが不利益になることはない。

Q 学校医などの登録に空欄で提出しても不利益はないか。

A 個人・事業主ともに不利益はない。

税法では、マイナンバーの収集義務を事業主に課しているものがある。報酬金等支払調書・給与所得の源泉徴収票・公的年金の源泉徴収票・不動産の使用料等の支払調書・不動産の譲受けの対価の支払い調書など、一般的に「調書」と呼ばれるものが該当する。しかし、これらはいずれも空欄記載でも罰則規定がなく、また次に述べる株式等の取引に関する調書と異なり、支払いを受ける個人にはマイナンバーの提供の義務を課していない。

Q ネット証券で口座を開設しようとしたらマイナンバーの提供を求められるが、出す必要はあるか。

A 一部、個人が提供を義務付けられている制度がある。

番号法では、個人に対して義務規定は設けられていない。しかし、税法では以下のとおり証券会社での金融取引のみに限定して、個人に対してマイナンバーの提供の義務を規定している。・株式等の譲渡の対価

Q 本人確認のために免許証のコピーを要求された。

A 本人確認書類は提示でも可能。番号確認は、「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」でも良い。

マイナンバーの本人確認のために、確認書類が定められている。個人番号カードの発行を受けている場合は他に書類は不要だが、そうでない場合には免許証等が必要になる。免許証は写しを提出しなくても提示で良い。

Q 就業規則で従業員のマイナンバーの提供を義務化できるか。

A 強制することはできない。

番号法では、個人に対してマイナンバーの提供を義務付けていないのは既述のとおり。事業主等が、従業員に対して「協力を求める」のではなく、就業規則で懲戒等の処分を規定して強制する場合は散見されるようだが、これは、明らかに番号法の趣旨を逸脱した取扱いである。

Q まだ医院では何もしていないがこれから何をすればよいか。

A マイナンバーを扱う場合には安全管理体制を整備する。整備されない状態では取得しない。

安全管理措置(資料③参照)のないままにマイ

(平成28)年4月からマル優の設定に際してもマイナンバーの記載が義務規定から外された。税法の分野では、個人がマイナンバーの提供を義務付けられているのは上記の例外のみである。

資料③

安全管理体制のポイント

- ・マイナンバーを利用する事務・情報・人を限定(決定)する
- ・取り扱う区域・場所を明確化する
- ・マイナンバーを移動させる場合漏えい防止をする
- ・施錠管理が原則
- ・マイナンバーをすみやかに廃棄・削除する
- ・取扱い規定(マニュアル)の作成

は刑事罰の適用があり得る。まず、安全管理体制が整わない場合には要する。

Q 医院の従業員からマイナンバーの提供を断ると言われた。

A 強制はできない。医院には税法等で義務が課されていることの説明を。

番号法そのものにはマイナンバー取得の強制規定がないことは既述のとおりである。他方、税法等ではマイナンバーを取得する義務規定が設けられているので、医院の立場の説明は必要である。

Q 今後マイナンバー制度の計画はどうなっているのか。

A 2017(平成29)年7月から地方公共団体等の情報連携が始まる予定。

2016(平成28)年12月の年末調整等では、マイナンバーの記載が始まる。2017(平成29)年1月の法定調書合

資料①

(事業者の努力)
第六条 個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする
(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

資料②

自身の個人番号に相違ない旨の申立書

_____ 殿

下記の個人番号は私の個人番号に相違ありません。

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (甲)

生年月日 _____ 年 月 日生

記

個人番号 _____

資料③

安全管理措置(資料③参照)のないままにマイ